

亀山市告示第27号

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、長引く物価高騰の影響を受ける障がい福祉サービス施設に対し、電気料金、ガス料金、車両燃料費及び食材費に要する経費の一部を、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し支援することにより、当該障がい福祉サービス施設の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な障がい福祉サービスの提供を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「障がい福祉サービス施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス施設若しくは同法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援施設若しくは同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援施設が運営する市内に所在する施設であって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供するもの（以下「施設等」という。）をいう。

入所系	法第5条第8項に規定する短期入所
	法第5条第17項に規定する共同生活援助
通所系	児童福祉法第6条の2の2第2号に規定する児童発達支援
	児童福祉法第6条の2の2第3号に規定する放課後等デイサービス
	法第5条第7項に規定する生活介護
	法第5条第13項に規定する就労選択支援
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型
訪問系	児童福祉法第6条の2の2第6号に規定する障害児相談支援
	法第5条第2項に規定する居宅介護

法第5条第3項に規定する重度訪問介護
法第5条第4項に規定する同行援護
法第5条第5項に規定する行動援護
法第5条第18項に規定する計画相談支援

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「交付対象者」という。）は、令和7年12月1日において施設等を運営している者であって、引き続き、第7条第1項の規定による補助金の交付の申請時までの間、施設等を運営している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としない。

(1) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与している事業者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う事業者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設等が令和7年4月1日から同年12月31日までの間に負担した次に掲げる経費（国又は他の地方公共団体から交付された助成金、補助金等の交付対象となった経費を除く。）とする。

(1) 電気料金

(2) ガス料金

(3) 車両燃料費（施設等が所有し、又は賃貸借契約を締結している車両（従業員の私用車を業務で使用している場合を除く。）であって、かつ、次のいずれかの用途に使用しているものに要する経費に限る。）

ア 利用者の送迎

イ 施設等の職員による利用者の居宅への訪問

ウ 利用者の医療機関への通院等

(4) 食材費（第2条の表の入所系及び通所系の区分のサービスに係るものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする経費が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して市が実施する他の支援制度等に基づく助成金、補助金等の交付対象となる場合は、当該経費は補助対象経費としない。

3 複数の種別のサービスを提供する施設等にあつては、それぞれのサービスに係る経費を対象とする。

4 複数の種別のサービスに車両を使用し、又は複数の施設等において車両を共用している場合は、当該車両の使用頻度が最も高いサービス又は施設等に係る車両燃料費を対象とする。

5 補助対象経費は、施設等においてサービスを提供した月に要したものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表の右欄に掲げる算式により算定した額とする。ただし、1の施設等につき、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月27日までに、亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付申請内訳書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 車両燃料費に係る補助金の交付を受けようとする車両の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項（同条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面

(4) 振込口座及び口座名義人が分かる通帳等の写し

2 前項の規定による申請は、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32

号) 第12条に定める実績の報告を兼ねる。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するとともに、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

2 市長は、前項の審査において必要と認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第6条関係)

区分	補助対象経費	算式
入所系	電気料金	225円×サービスを提供した月数×定員
	ガス料金	38.5円×サービスを提供した月数×定員
	車両燃料費	165円×サービスを提供した月数×車両の台数
	食材費	2,895円×サービスを提供した月数×定員
通所系	電気料金	135円×サービスを提供した月数×定員
	ガス料金	27円×サービスを提供した月数×定員
	車両燃料費	415円×サービスを提供した月数×車両の台数
	食材費	965円×サービスを提供した月数×定員
訪問系	電気料金	1,625円×サービスを提供した月数
	ガス料金	300円×サービスを提供した月数
	車両燃料費	165円×サービスを提供した月数×車両の台数

備考

1 サービスを提供した月数は、令和7年4月から同年12月までの期間において、

月の初日から末日までの期間の全日数にわたってサービスを提供した月数とする。

- 2 定員（介護保険サービス事業の指定等を受けている定員をいう。）及び車両の台数は、令和7年12月1日時点のものとする。

様式第1号（第7条関係）

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付申請（請求）書

年 月 日

亀山市長 宛

申請者

法人住所

法人名

代表者役職・氏名

印

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

()

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金の交付を受けたいので申請（請求）します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 補助金振込先

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義（フリガナ）		

3 添付書類

- (1) 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付申請内訳書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 車両燃料費に係る補助金の交付を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (4) 振込口座及び口座名義人が分かる通帳等の写し

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金交付申請内訳書

事業所名	
所在地	

サービス種別	
--------	--

該当に チェック	経費	種別	単価×サービス提供月数×定員＝金額 (訪問系) 単価×サービス提供月数＝金額			
			単価 (円)	提供月 数	施設定員 (人数)	金額 (円)
<input type="checkbox"/>	電気料金	入所系	225			
<input type="checkbox"/>		通所系	135			
<input type="checkbox"/>		訪問系	1,625			
<input type="checkbox"/>	ガス料金	入所系	38.5			
<input type="checkbox"/>		通所系	27			
<input type="checkbox"/>		訪問系	300			
<input type="checkbox"/>	食材費	入所系	2,895			
<input type="checkbox"/>		通所系	965			
小計① (円)						

該当に チェック	経費	種別	単価×サービス提供月数×車両台数＝金額			
			単価 (円)	提供月 数	車両 (台数)	金額 (円)
<input type="checkbox"/>	車両燃料費※	入所系	165			
<input type="checkbox"/>		通所系	415			
<input type="checkbox"/>		訪問系	165			
小計② (円)						

※サービスを提供した月数は、令和7年4月から同年12月までの期間において、月の初日から末日までの期間の全日数にわたってサービスを提供した月数とします。

※定員及び車両の台数は、令和7年12月1日時点のものとしてします。

※複数のサービスに使用している車両については、最も使用頻度が高いサービスで計上してください。

※複数の施設等で共用する車両については、最も使用頻度が高い施設等で計上してください。

小計①+小計②	合計金額 (円) (1,000円未満切捨て)	
---------	------------------------	--

※交付申請を行う事業所が複数ある場合は、この用紙をコピーして使用してください。

※ページ数を記入し、全事業所の合計金額の総額を1ページ目に記入してください。

ページ	/	全事業所の総額 (円)	
-----	---	-------------	--

(裏面)

所有する車両一覧

車両のナンバー等を右詰めで記入してください。

	地名	ひらがな	番号				用途（該当する全てにチェック）		
			1	—	2	3	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
例	三重	み		—			<input checked="" type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
1				—			<input type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
2				—			<input type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
3				—			<input type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
4				—			<input type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等
5				—			<input type="checkbox"/> 利用者の送迎	<input type="checkbox"/> 利用者宅への訪問	<input type="checkbox"/> 利用者の通院等

※1事業所当たりの車両台数は5台を上限とします。

※車両は、施設等が所有し、又は賃貸借契約を締結している車両（従業員の私用車を業務で使用している場合を除く。）であって、かつ、利用者の送迎、施設等の職員による利用者の居宅への訪問、利用者の医療機関への通院等の用途に使用しているものに限りま

誓約書

年 月 日

亀山市長 宛

申請者

法人住所

法人名

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策支援補助金の交付を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

万一、誓約した内容に偽りがあった場合は、不正に受け取った補助金を亀山市に速やかに返還します。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、これらの者が直接的又は間接的に経営に関与していません。
- (2) 政治団体ではありません。
- (3) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う者ではありません。
- (4) 補助を受けようとする電気料金等を対象として、亀山市が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する他の支援制度等に基づく助成金、補助金等の交付申請を行っていません。
- (5) 国又は他の地方公共団体から交付された助成金、補助金等の交付対象となる経費は、補助対象経費から除いています。
- (6) 補助金申請の審査において、必要な書類の提出に応じます。

